

行政組織の見直しに伴う茂原市地域防災計画の改定について

茂原市地域防災計画を以下のとおり改定する。

- 1 「水害のない街づくりプロジェクト・チーム」関連
第3編 第2章 第6節 第1 1「方針」の末尾に、次の一文を加えるとともに、所管課の筆頭に土木建設課を加える。
「この際、組織横断的な「茂原市水害のない街づくりプロジェクト・チーム」により、庁内関係部局の情報共有と連携を図り、「水害のない街づくり」を推進する。」
- 2 総合企画部、財務部の新設関連(各編共通)
 - (1) 災害対策本部の編成及び班別の事務分掌
 - ア 「総務対策部」を「総合企画対策部」に改める。
 - (ア) 「庶務班」の「管財課」を「企画政策課」に改める。
 - (イ) 「災害対策班」の「企画財政部(企画政策課)」を「企画政策課」に改める。
 - (ウ) 「情報収集班」の「管財課」を「企画政策課」に、「企画財政部(企画政策課、財政課)」を「財務部(管財課、財政課)」に、「情報収集班長」を「管財課長」から「企画政策課長」に改める。
 - イ 「企画財政対策部」を「財務対策部」に改める。
 - (ア) 「庶務班」の「企画政策課」を「管財課」に、「庶務班長」を「企画政策課長」から「管財課長」に改める。
 - ウ 「体育課」を「スポーツ振興課」に改める。
 - (2) 各編の記述において、「総務部」を「総合企画部」、「企画財政部」を「財務部」に改める。
 - (3) 関係課の所掌事務
上記によるほか、管財課及び企画政策課の固有の事務分掌(茂原市行政組織規則(平成18年3月31日茂原市規則第29号)に基づくもの)に由来する事務分掌及び活動につき変更を加えない。

附則

本改定は、令和7年4月1日より施行する。